

総務常任委員長報告

令和3年9月30日

今期定例会において、総務常任委員会に審査付託となりました議案7件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る9月13日に教育民生常任委員会及び産業建設常任委員会とともに議案第94号「過疎地域持続的発展計画の策定について」の1議案について連合審査会による審査を行い、また、その他6議案についても委員会に担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第71号「三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」については、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第74号「工事請負契約の一部変更について」外5議案は、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第74号「工事請負契約の一部変更について」は、二つの工事がコロナ禍において工期調整が困難であったことが招いた工事費の変更ではあるが、可能な限り様々な場面を想定したうえで、関係者等に疑問が生じることがないように今後も的確な工事発注や事業の進捗に努められたい。

議案第94号「三次市過疎地域持続的発展計画の策定について」は、計画書（案）にも謳われている人口減少・少子化の流れを緩和していくことが本市にとって最も重要な対策の一つだと言える。集落整備，移住・定住の促進，産業振興，教育の振興，また，故郷を離れず頑張っている若者への支援を含む人材育成の促進等，法の定める今後10年について本市の進むべき目標を見誤ることなく，関係者や関係機関との横軸連携をさらに広げ，持続可能な社会の構築に向けて一層の努力を期待している。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。